

動 産

公売のしおり

第 1 回 動産公売を実施します

公売公告第3号

期日：令和8年2月27日（金）

場所：久保豊二番町ビル2F(2番町ルーム)

愛媛地方税滞納整理機構

目 次

I	公売の概要	1
II	公売財産の一覧	4
III	公売の一連の手順	5
IV	公売参加の手引	6
V	各種様式 記載例	
1	入札書	
	(記載例 1) 個人 (本人) が入札する場合	8
	(記載例 2) 個人 (代理人) が入札する場合	9
	(記載例 3) 法人 (代表取締役) が入札する場合	10
	(記載例 4) 個人 (代理人) が入札する場合	11
2	添付書類	
	(記載例 5) 委任状	12
	※代理入札の場合に、「委任状」の提出が必要	
VI	公売財産明細書	13
VII	公売心得書	17
VIII	公売会場のご案内	20
IX	入札当日に用意していただくもの	21

公 売 の 概 要

1 公売期日及び会場

公売期日及び会場	公売公告番号	公売財産の 売却区分番号
令和8年2月27日(金) 2番町ルーム	第3号	3-1

2 公売財産

「公売財産の一覧」(P. 4) 及び「公売財産明細書」(P. 13) のとおり。

3 公売方法

入札

4 受付時間

公売期日の午後1時30分から午後2時00分まで

5 入札時間

公売期日の午後2時10分から午後2時20分まで

注) 受付をされていない方は入札に参加できませんので、所定の時間までに必ず受付を行ってください。

6 開札時刻

公売期日の午後2時20分

7 売却決定日時及び場所並びに買受代金納付期限

公売財産の売却区分番号	売却決定日時及び場所	買受代金の納付期限
3-1	令和8年2月27日(金) 午後2時30分 2番町ルーム	令和8年2月27日(金) 午後2時45分

8 公売参加資格

原則としてどなたでも公売に参加することができます。

ただし、滞納者及び公売会場への入場、入札等を制限されている者（国税徴収法第92条及び108条に該当する者並びに同法99条の2各号に規定する者）（暴力団員等）は、公売に参加することはできません。

9 入札時の携行品等

○身分に関する証明

本人確認のため、入札参加者（代理人が入札手続きを行う場合には、代理人本人）の身分に関する証明書を提示又は提出していただきますので、**運転免許証等の公的機関発行の証明書等をお持ちください。**

○委任状

代理人が入札する場合は、代理人権限を証する委任状をあらかじめ作成し、公売当日にご用意ください。法人の従業員等代表権限を有しない方が法人名で入札する場合にも必要です。

委任状には委任者の印鑑証明（発行日から3月以内）の添付が必要です。

10 注意事項

- ①愛媛地方税滞納整理機構は公売財産について不適合があっても担保責任を負いません。
- ②「公売公告」及び「動産公売のしおり」に掲載されている公売財産について公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をお問い合わせください。
- ③公売財産に係る滞納租税の完納の事実が、買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事実があるときは、売却決定を取り消します。
- ④公売参加資格・入札方法については、「公売参加の手引」及び「記載例」をご覧ください。
- ⑤午後2時00分までには公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。
- ⑥該当する物件がある場合、消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて愛媛地方税滞納整理機構が適格請求書を交付します。

⑦公売実施の適正化のため、国税徴収法第 108 条により公売会場への入場、入札等を制限することがありますので注意してください。

その他、公売手続・公売財産等詳細については、愛媛地方税滞納整理機構徴収課（TEL 089-913-5800（直通））までご連絡ください。

公 売 財 産 の 一 覧

売 却 区 分 番 号	公売財産	数量	公売保証金	見積価額
3-1	Nintendo と表記のあるゲーム機セット	1	不要	41,000 円

公売の一連の手順

「公売参加の手引」も必ずご覧ください。

- 1 受付（午後 1 時 30 分～午後 2 時 00 分）
 - ① 入札参加受付書に必要事項を記入し、本人確認等をします。
 - ② その後、「入札書」、「公売心得書」及び「公売物件一覧表」をお受け取りいただきます。
 - ③ 代理入札の場合は「委任状」をご用意ください。

- 2 入札（午後 2 時 10 分～午後 2 時 20 分）
 - ① 公売財産明細書（P. 13）を確認したうえで、記載誤りのないよう「入札書」に日付、住所は住民票登録地を記載し、氏名は戸籍名を記載します。
 - ② 入札価額はアラビア数字ではっきりと記載し、頭に「金」又は「¥」マークを付けます。
 - ③ その他、入札書に記載されている注意事項をお読みください。
 - ④ 入札は終了時刻をもって直ちに締め切りますので、時間内に入札願います。

- 3 開札（午後 2 時 20 分～）
 - ① 係員が開札し、最高価申込者を確認・発表します。
 - ② 最高価額の入札者が 2 名以上あるときは、その同価の入札者に追加入札をさせて最高価申込者を決定します。
 - ③ 追加入札等をしてもお入札価格が同じであるときは、くじにより最高価申込者を決定します。

- 4 最高価申込者
最高価申込者に対して売却決定を行います。売却決定後、午後 2 時 45 分までに原則現金で買受代金を納付いただきます。

公 売 参 加 の 手 引

①公売参加資格	<p>1 原則として、どなたでも公売に参加できます。 ただし、滞納者及び公売会場への入場、入札等を制限されている者（国税徴収法第92条及び108条に該当する者並びに同法99条の2各号に規定する者）（暴力団員等）は、公売に参加できません。 また、暴力団及び暴力団関係者等は、愛媛地方税滞納整理機構が実施する動産公売の買受人になることができません。</p> <p>2 代理人が入札する場合は、本人の委任状（12ページ参照）が必要です。</p>
②入札	<p>1 公売財産は、売却区分番号で区分されています。入札書は所定の用紙で作成してください。 なお、同一人が同一区分の公売財産について重複して入札書を提出した場合は、その入札書は、いずれも無効となりますので注意してください。</p> <p>2 入札書に記載する住所は、住民票登録地（法人の場合は、履歴事項全部証明書上の所在地）を、氏名は戸籍名を記載してください。</p> <p>3 入札書の記載事項に誤りがあった場合等は、訂正せずに新しい入札書を係員に請求し、新たに作成してください。</p> <p>4 入札書は入札時間内に入札箱に投入してください。また、いったん入札した入札書は、入札時間内であっても引換え、変更又は取消しをすることができません。入札箱に入れる前にもう一度、記載事項に誤りがないか確かめてください。</p>
③開札	<p style="text-align: center;">入札書は、入札者の前で開札します。</p>
④最高価申込者の決定	<p>1 原則として、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者を最高価申込者として決定します。</p> <p>2 最高価額による入札者が2人以上ある場合（同額の場合）には、これらの方の間で追加入札を行って最高価申込者を決定します。また、追加入札による最高価額も同額であるときには、くじで最高価申込者を決定します。 なお、追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札したときは、当初の価額で入札があったものとみなします。 また、くじをひかない者がいるときは、公売事務に関係のない職員に代わってくじを引かせます。</p>
⑤買受申込みの取消	<p>公売財産の換価について法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合（地方税法第19条の7参照）には、最高価申込者は、滞納処分の続行が停止している間は、公売財産の買受申込みを取り消すことができます。</p>

⑥売却決定	<p>公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。</p> <p>売却決定後、原則現金で買受代金を納付いただきます。</p>
⑦売却決定の取消等	<ol style="list-style-type: none"> 1 最高価申込者の決定を受けた者について、偽りの名義による買受申込みや公売の実施を妨げる行為があった場合等（国税徴収法第108条参照）には、この者に対する最高価申込者等の決定を取り消します。 2 売却決定を受けた者が買受代金を納付期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消します。 3 売却決定に基づく買受代金の納付前に、公売に係る滞納租税の完納の事実が証明された場合には、その売却決定を取り消します。 4 買受人が国税徴収法第114条（買受申込み等の取消し）の規定により、買受けを取り消したとき、その売却決定を取り消します。
⑧権利移転の時期等	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として、買受代金の全額を納付したときに公売財産を取得します。 2 公売財産に係る危険負担は、上記1の時点をもって買受人に移転します。 <p>したがって、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失等による損害は買受人が負担することになります。</p>

入 札 書

令和〇〇年××月△△日

住民票の住所を記載してください。
本人の氏名を記載してください。

愛媛地方税滞納整理機構管理者 様

入札者 住（居）所 松山市〇〇町2丁目〇番〇号
氏名又は名称 機 構 太 郎

代理人 住（居）所
氏名又は名称

アラビア数字ではっきりと記載し、頭に「金」又は「¥」マークを付けてください。

下記のとおり入札します。

売却区分 番号	入 札 価 額									
	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
3-1			¥	×	×	×	×	×	×	×

(注意事項)

- 1 アラビア数字で字体は鮮明に、ボールペン又はインクで書いてください。
- 2 代理人が入札する場合は、入札に先立って代理権限の証する書面を提出してください。
- 3 入札価額の頭部には、「金」又は「¥」の文字を付けてください。
- 4 書き損じたときは、訂正をしないで新しい用紙を請求してください。
- 5 架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
- 6 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。

(ここから下は記入しないでください)

最高価申込者等の決定決議

本件入札者を 最高価申込者 として決定する。

入 札 書

住民票の住所を記載してください。令和〇〇年××月△△日
本人及び代理人の氏名を記載してください。

愛媛地方税滞納整理機構管理者 様

入札者 住（居）所 松山市〇〇町2丁目〇番〇号

氏名又は名称 機 構 太 郎

代理人 住（居）所 松山市〇〇町5丁目〇番〇号

氏名又は名称 愛 媛 花 子

下記のとおり入札します。

アラビア数字ではっきりと記載し、頭に「金」又は「¥」マークを付けてください。

売却区分 番号	入 札 価 額									
	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
3-1			¥	×	×	×	×	×	×	×

（注意事項）

- 1 アラビア数字で字体は鮮明に、ボールペン又はインクで書いてください。
- 2 代理人が入札する場合は、入札に先立って代理権限の証する書面を提出してください。
- 3 入札価額の頭部には、「金」又は「¥」の文字を付けてください。
- 4 書き損じたときは、訂正をしないで新しい用紙を請求してください。
- 5 架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
- 6 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。

（ここから下は記入しないでください）

最高価申込者等の決定決議

本件入札者を 最高価申込者 として決定する。

入 札 書

令和〇〇年××月△△日

履歴事項全部証明書上の所在地及び商号を記載してください。
代表取締役の氏名を記載してください。

愛媛地方税滞納整理機構管理者様

入札者 住（居）所 松山市一番町4丁目〇番〇号
氏名又は名称 株式会社機構代表取締役 機構太郎

代理人 住（居）所
氏名又は名称

下記のとおり入札します。

売却区分 番号	入 札 価 額									
	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
3-1			¥	×	×	×	×	×	×	×

アラビア数字ではっきりと記載し、頭に「金」又は「¥」マークを付けてください。

（注意事項）

- 1 アラビア数字で字体は鮮明に、ボールペン又はインクで書いてください。
- 2 代理人が入札する場合は、入札に先立って代理権限の証する書面を提出してください。
- 3 入札価額の頭部には、「金」又は「¥」の文字を付けてください。
- 4 書き損じたときは、訂正をしないで新しい用紙を請求してください。
- 5 架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
- 6 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。

（ここから下は記入しないでください）

最高価申込者等の決定決議

本件入札者を 最高価申込者 として決定する。

入 札 書

令和〇〇年××月△△日

愛媛地方税滞納整理機構管理者 様

履歴事項全部証明書上の所在地及び商号を記載してください。

入札者 住（居）所 松山市一番町4丁目〇番〇号

氏名又は名称 株式会社機構

代理人 住（居）所 松山市〇〇町5丁目〇番〇号

氏名又は名称 愛媛 花子

代理人の氏名を記載してください。

下記のとおり入札します。

売却区分 番号	入 札 価 額									
	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
3-1			¥	×	×	×	×	×	×	×

アラビア数字ではっきりと記載し、頭に「金」又は「¥」マークを付けてください。

（注意事項）

- 1 アラビア数字で字体は鮮明に、ボールペン又はインクで書いてください。
- 2 代理人が入札する場合は、入札に先立って代理権限の証する書面を提出してください。
- 3 入札価額の頭部には、「金」又は「¥」の文字を付けてください。
- 4 書き損じたときは、訂正をしないで新しい用紙を請求してください。
- 5 架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
- 6 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。

（ここから下は記入しないでください）

最高価申込者等の決定決議

本件入札者を 最高価申込者 として決定する。

委任状

記載例 5

住民票の住所、氏名又は履歴事項全部証明書上の所在、名称をご記入ください。法人の場合は、社印及び代表者印を押印してください。

〇〇年△△月××日

愛媛地方税滞納整理機構管理者 様

委任者 住（居）所 ●●市〇〇町 2 丁目〇番〇号

氏名又は名称 機 構 太 郎 印

私（当社）は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

受任者 住所又は所在地 ●●市〇〇町 5 丁目〇番〇号

氏名又は名称 愛 媛 花 子

委任事項

- 1 愛媛地方税滞納整理機構 公売公告第 3 号売却区分 3-1 の公売財産の入札手続に関する権限
- 2 上記 1 に附帯する一切の権限

公売財産明細書

公売公告番号	売却区分番号	該当ページ
第3号	3-1	P.14

売却区分別 公売財産明細書

公売広告番号	第3号	見積価額 (最低公売価額)	41,000 円
売却区分番号	3-1	公売保証金	不要

公売財産の表示

[名 称] Nintendoと表記のあるゲーム機セット

[数 量] 1

公売財産の概要

- ◆商品概要
 - ・Nintendoと表記のあるゲーム機セット
- ◆内訳
 - ・本体 (箱あり)
「Nintendo Switch 2 本体 日本語・国内専用」と記載あり
 - ・コントローラー (箱あり)
「Nintendo Switch 2 ホリパッド TURBO」と記載あり
 - ・コントローラー (箱あり)
「Nintendo Switch 2 Proコントローラー」と記載あり
- ◆状態
 - ・使用感があります。
 - ・目立った傷はありません。
- ◆引渡しについて
 - ・2番町ルーム (松山市二番町3丁目8-2 1久保豊二番町ビル2F)
 - ・引渡し条件 買受代金全額納付後、現状渡し。
- ◆注意事項
 - ・状態については当機構職員の判断によるものであり、保証するものではありません。また、キズ等については掲載しきれていない場合がありますので、物件の状態を確認の上、入札に参加してください。
 - ・この商品について下見会は実施しませんが、下見をご希望される場合、機構事務所にご連絡をいただければ、参加申込期日の前日 (平日執務時間中 (午前10時～午後4時)) までに個別に対応します。

物 件 目 録 (1)

動産の表示

(動産の表示)

動 産 名 称 : Nintendoと表記のあるゲーム機セット

本 体 (箱 あり) : 「Nintendo Switch 2 本体 日本語・国内専用」と記載あり

コントローラー (箱あり) : 「Nintendo Switch 2 ホリパッド TURBO」と記載あり

コントローラー (箱あり) : 「Nintendo Switch 2 Proコントローラー」と記載あり

以下余白

写真



公 売 心 得 書

第1条 次に掲げる者に該当すると認められる事実がある者（これらの者を使用する者及び入札の代理人とする者を含む。）については、その事実があった後2年間公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ又は入札をさせないことがある。

- (1) 入札をしようとする者の公売への参加若しくは入札・最高価申込者の決定又は買受人の買受代金の納付を妨げた者
- (2) 公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもって連合した者
- (3) 偽りの名義で買受申込みをした者
- (4) 正当な理由がなく買受代金の納付期限までにその代金を納付しなかった買受人
- (5) 故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、公売による売却の実施を妨げる行為をした者

第2条 入札をしようとする者は、公売保証金（以下「保証金」という。）を要する場合にはこれを納付した後でなければ入札をすることができない。

- 2 保証金は、現金又は小切手（自己宛てに限る）で納付しなければならない。
- 3 保証金は、機構指定の公売保証金納付書に保証金を添えて提出することにより納付しなければならない。
- 4 前項の保証金を納付したときは、公売保証金受領証書を交付する。

第3条 入札は、機構指定の入札書により行うものとし、入札書は住（居）所及び氏名又は名称を記載して期限までに提出しなければならない。

- 2 代理人をもって入札し又は開札の立会をしようとするときは、あらかじめ入札者の委任状を提出しなければならない。
- 3 入札者は、如何なる理由があってもその提出した入札書の引換、変更又は取消しをすることができない。

第4条 開札は公売公告兼見積価額公告（以下「公告」という。）に記載の日時、場所において行う。

- 2 入札者又はその代理人が開札に立ち会わなかったことを理由として不服申立てをすることはできない。

第5条 次に掲げるものは、入札がなかったものとすることがある。

- (1) 保証金を要する場合において、これを納付しなかったもの又は納付金額が指定の金額に達しないもの

(2) 公売公告、本心得書その他法令の規定に違反したもの

第6条 入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額による入札者を最高価申込者として決定する。

2 前項の場合において、最高の価額による入札者が2人以上あるときは、その入札者に更に入札をさせ、なお入札の価額が同じときはくじで最高価申込者を決定する。

3 最高価申込者を決定したときは、その氏名又は名称及び価額を呼び上げた後入札の終了を告知する。

第7条 最高価申込者の入札価額に次ぐ価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限る。）で入札し、次順位による買受けの申込みをした者を次順位買受申込者に決定する。

2 前項の場合において、申込者が2人以上ある場合はくじで次順位買受申込者を決定する。

第8条 最高価申込者を決定した場合においては、最高価申込者の納付に係る保証金は、原則として買受代金に充当するものとする。

2 最高価申込者以外の入札者が納付した保証金については、公売終了後に公売保証金受領証書と引換えに返還する。ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還する。

3 前項の保証金を返還するときは、公売保証金返還領収書の提出が必要。なお、返還を受ける者が営業者の場合は、その領収書に収入印紙（200円）が必要になる。

第9条 入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を実施することがある。

第10条 公売財産は、公告に記載の日時及び場所において買受人に対して売却決定を行う。

2 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行う。

第11条 買受人は、買受代金を公告に記載の代金納付期限までに現金又は小切手（自己宛てに限る）で納付しなければならない。

2 買受人が買受代金を第1項の納付期限までに納付しないとき、売却決定を取り消した場合においては、買受人の納付に係る保証金は当機構に帰属する。

第12条 買受代金の納付前に換価財産に係る徴収金の完納の事実が証明されたとき、その他時宜により公売の全部又は一部の取消し又は中止することがある。

2 入札者は、前項の取消し又は中止があってもこれに対し、不服申立てをすることができない。

第13条 引渡しを要する換価財産は、買受代金納付後に買受人に対してこれを引き渡す。

2 買受人は、買受財産でその権利の移転につき登記（登録）を要するものについては、機構指定の所有権移転登記請求書に登録免許税、印紙代、その他の費用を添えてその登記（登録）を請求すること。

第14条 権利移転の時期は、原則として買受代金を納付したときとする。なお、許可及び承認を必要とする財産の場合は、それを得たときとなる。機構は、代金納付後の財産の毀損、盗難、焼失等による損害の責を負わない。

第15条 公売財産が滞納者等に保管されているときは、買受人に売却決定通知書を交付後、買受人が保管人から財産を受け取ることになる。この場合、上記売却決定通知書の交付により、機構管理者から買受人に対して公売財産の引渡しは完了する。

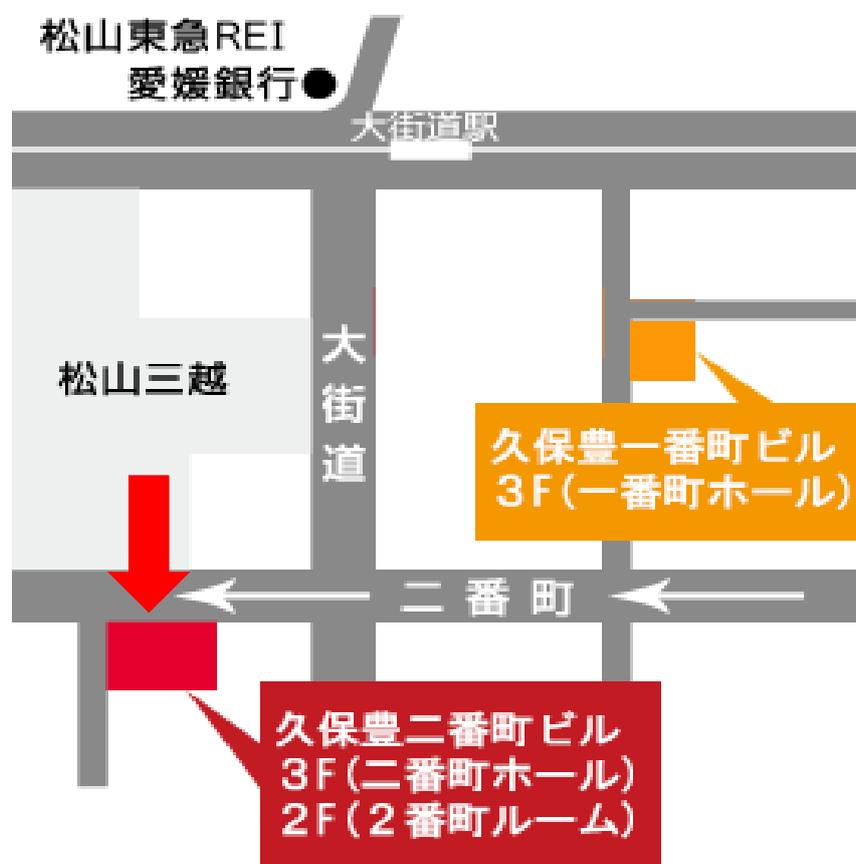
第16条 公売財産が土地の場合、土地の境界については、隣接地所有者と協議すること。

第17条 本心得書に規定していない事項については、国税徴収法、同施行令、同施行規則その他の法令の規定によるものとする。

愛媛地方税滞納整理機構管理者

公売会場のご案内

公売会場：久保豊二番町ビル 2F（2番町ルーム）
（松山市二番町3丁目8-21）



交通のご案内

- JR松山駅下車後、市内電車道後温泉行き、または環状線城北方面行き大街道下車 徒歩1分
 - 伊予鉄道松山市駅下車後、市内電車道後温泉行き、または環状線城北方面行き大街道下車 徒歩1分
 - 松山空港より車で約25分
- ※なるべく公共交通機関をご利用ください。

◎ 会場に関するお問合せ先

愛媛地方税滞納整理機構 徴収課
電話：089-913-5800

入札当日に用意していただくもの

1 入札者が個人の場合で、本人が入札に参加するとき

1	身分証明書
2	現金 ※売却決定後、原則現金で買受代金を納付いただきます。

2 入札者が個人の場合で、代理人が入札するとき

1	委任状 （委任状については、委任者の印が必要です。）
2	代理人の身分証明書
3	現金 ※売却決定後、原則現金で買受代金を納付いただきます。

3 入札者が法人の場合で、代表者が入札に参加するとき

1	身分証明書
2	現金 ※売却決定後、原則現金で買受代金を納付いただきます。

4 入札者が法人の場合で、代表者以外の者（代理人）が入札に参加するとき

1	委任状 （委任状については、委任者及の印が必要です。）
2	代理人の身分証明書
3	現金 ※売却決定後、原則現金で買受代金を納付いただきます。